

令和5年度包括外部監査の結果に係る措置状況
(包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

岩手県総務部行政経営推進課
令和7年3月25日時点

特定のテーマ：企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和7年3月25日時点）		備考
					区分	概要	
契約事務・支出事務	指摘	1	■ネットフェンス等補修工事の修繕費処理について 金ヶ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事について、全て修繕費として処理しているが、ネットフェンス新設部分は資産計上（構築物）すべき。	企業局	措置済	ネットフェンス新設部分については、資産（構築物）として当該部分の財産所得明細書を作成した上で、減価償却費を令和6年度2月補正予算に計上し、会計処理を行った。	措置予定→措置済
契約事務・支出事務	指摘	2	■勘定科目の見直しについて 第三工水管管理本館の水道料等について支出予算執行整理簿データでは、全て消耗品費で処理されているが、施行規則の勘定科目表に照らすと、光熱水費等にそれぞれ該当すると考えられる。 施行規則で一定の勘定科目が定められており、各地方公営企業がその勘定科目にしたがって決算情報を作成することで、決算情報の比較可能性が担保されるところから、勘定科目の見直しを進めるべき。	企業局	措置済	会計規程で定めている勘定科目については、施行規則の勘定科目表に準じた改正を行い、令和7年4月1日から施行することとした。	措置予定→措置済
契約事務・支出事務	指摘	3	■健康診断費用等の会計処理について 職員の健康診断費用等について、会計規程の電気事業会計勘定科目表における法定福利費の細目として「健康診断費」が設定されているため、「法定福利費」として処理しているが、会計規程を変更するとともに、「厚生福利費」にて処理すべき。	企業局	措置済	職員の健康診断費用等については、「厚生福利費」で処理することとし、会計規程の科目「法定福利費」の節の「健康診断費」を「厚生福利費」の節とする改正を行い、令和7年4月1日から施行することとした。	措置予定→措置済
契約事務・支出事務	指摘	4	■共通経費の按分について 共通経費について、工業用水道事業：電気事業＝5:5で按分しているが、共通経費の按分は、各事業で計算される利益に直接影響を与えるため、按分にあたっては、より合理的な配賦基準を用いて按分割合を算出し、按分を行うべきである。	企業局	措置済	共通経費の按分については、契約内容など個別の状況に応じて配賦基準を設けて令和7年度から適用することとした。	措置予定→措置済
組織と人事管理	指摘	5	■会計年度任用職員に関する賞与引当金の未計上 賞与引当金は、職員に対して翌年度に支給する夏季の期末手当及び勤勉手当に備えて見積計上する引当金であり、正規職員と会計年度任用職員で異なる取扱をする根拠はないことから、当期以降においては、適切な金額を計上すべきである。	企業局	措置済	会計年度任用職員の賞与引当金について、令和6年度分は、令和6年度2月補正予算に計上し、令和7年度以降は、当初予算に計上することとした。	措置予定→措置済
固定資産管理	指摘	6	■修繕引当金について 工業用水道事業が固定負債に計上している修繕引当金は、年次計画により実施予定だった計画修繕によるものではなく、従前に行われた修繕の執行残であり、「年次計画により実施予定だった計画修繕について、当年度に行うことができなくなったため、次年度以降の修繕に備えてその予定額を計上している」とする修繕引当金の会計方針とは異なるものであるため、現在の修繕引当金は取り崩すべきである。	企業局	措置済	工業用水道事業会計の固定負債に計上されている修繕引当金については、取り崩しを行い、特別利益として令和6年度2月補正予算に計上した。	措置予定→措置済
固定資産管理	指摘	7	■固定資産明細書の当年度増減額の誤りについて 建築基準法に係る手数料について、（目）総係費—（節）雑費—（細節）手数料と入力すべきところ、細節の入力を行っていなかったことから、更正を行ったところ、建設仮勘定整理簿上、二重計上状態となっている。固定資産明細書の表示に当たり、控除する必要があり、固定資産明細書の表示を修正すべきである。	企業局	措置済	固定資産明細書の表示については、令和5年度決算において、修正した。	

固定資産管理	指摘	8	■企業局会計システムによる減価償却費計算の誤りについて 稲庭高原風力発電所の光回線利用権について、令和3年度及び令和4年度の減価償却費が過大に計上されている。 企業局が所有する減価償却資産の減価償却費は企業局会計システムで計算されるが、取得価額の修正が行われると減価償却費が正確に計算されないケースが生じており、その場合は、手作業で正しい額に修正するべきである。	企業局	措置済	過大計上されていた減価償却費については、令和5年度決算において修正した。	
その他の資産及び負債	指摘	9	■貯蔵品の管理について 企業局で保有している貯蔵品2点について、50年以上に亘って利用していないものであり、今後も保有し続けることによる管理コスト等を考慮するならば、実物の除却と経理上の減損処理について検討すべきである。	企業局	措置済	貯蔵品については、令和6年3月14日に廃棄処分を決定した。	

※備考欄は措置計画（令和6年8月1日現在）からの変更点である。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	№	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和7年3月25日時点）		備考
					区分	概要	
企業局の経営状況	意見	1	■保有資産残高と還元策の妥当性について 企業局によって電力会社に売却された電気は県民一般に利用されていくこととなるため、福祉や教育といった様々な事業一般に積立金が活用されることも県民への還元策として認められると考えられる。しかし還元策としては、再生可能エネルギーの維持拡大に活用していくことや、地球温暖化対策と関連性が高い一般会計の事業に充当することが優先されるべきであり、本来は県民から徴収した税金で行うべき福祉や教育といった様々な事業に対し、電気料金として徴収した資金を充当することは、特段の説明を要する点留意されたい。	企業局	措置済	企業局の利益還元策については、これまでクリーンエネルギー導入支援などに寄与する事業に対し、財政的な支援を行い、県民への還元に取り組んできたところである。 今後も、監査人の意見を踏まえ、地球温暖化対策などに財政的支援を行うなど電気事業との関連性に留意していくこととした。	
企業局の経営状況	意見	2	■職場環境と人材確保について 特に女性職員の掘り起こしは人材確保戦略に大いに期待できると考えられるところから、発電所等への女性用トイレの整備などは引き続き取り組まれたい。	企業局	措置済	女性用トイレの整備については、当初整備計画11施設に対し、施設撤去等により取りやめた2施設を除き、令和6年度に8施設完了した（令和6年度に入札不調となった1施設は令和7年度に実施）。 そのほか、現在、再開発事業を進めている2施設については、建屋改修工事等に併せて整備することとしており、引き続き職場環境の充実に取り組んでいくこととした。	
収入・債権管理	意見	3	■附帯事業収益の取扱いについて 損益計算書には電力事業の実態を反映させることができなく、風力発電及び太陽光発電からの売電収入についても、附帯事業収益ではなく営業収益に計上することを検討されたい。	企業局	措置済	企業局では、技術のノウハウなどの強みを活かして新規開発や再開発に取り組んでいる水力発電を主要事業としており、風力発電及び太陽光発電は附帯事業の位置づけをしているが、営業収益への計上については、監査人の意見も参考にしながら、次期長期経営方針を策定していく中で検討していくこととした。	
収入・債権管理	意見	4	■電力需要者に対する利益還元策等の検討について 稼得した剩余额をどのような用途に用いるかは、当該電気事業が公営にて存在する意義を示し得るものもある。電力需要者に対する利益還元の方法について、継続的な検討を進められたい。	企業局	措置済	企業局は発電事業者であり、小売電気事業者のような電力需要者への直接的な利益還元はできないことから、剩余额の使途については、クリーンエネルギー導入支援などに寄与する事業に対し、財政的な支援に取り組んできたところである。 今後も当局の事業運営に支障のない範囲において、県内の再生可能エネルギー・クリーンエネルギーの導入状況などを勘案し、監査人の意見も参考に、引き続き利益還元の方法を検討していくこととした。	
収入・債権管理	意見	5	■新規投資へのリスク対応策の検討等について 安定的な工業用水道事業の運営のためには、潜在的なリスクを発現させないとや、仮に発現した場合の影響の程度を見積もり、その程度を低減させる方策を事前に想定しておくことも重要であり、将来的にどの程度までのリスクの発現までは財務的に対応可能か、事前の検討を進めること。 また、既存の使用者だけではなく、県の産業振興部署や工業団地の所在する市町村との連携をより一層密にし、更なる給水需要の喚起を図り、リスクを発現させないような対策を積極的に図ること。	企業局	措置済	新規投資へのリスク対応策については、工業用水利使用者との定期的な情報交換や需要量調査等を通じた将来的な収支見通しの見直しに加え、県の産業振興部署や工業団地の所在する市町村との定期的な情報共有等により連携を図っているところであり、監査人の意見も参考に、リスク発現に対する対策の検討を継続的に行っていくこととした。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和7年3月25日時点）		備考
					区分	概要	
契約事務・支出事務	意見	6	■職員からの所得税徴収、税務署への支払時における会計処理について 職員の年末調整の誤謬に係る所得税徴収について、職員からの差額の受入時に「その他雑収入」を計上し、税務署への支払時には「その他雑損失」を計上している。一連の取引の実態として企業局が職員の所得税額を源泉徴収により一旦預かかった同額を、税務署へ納付しているものに過ぎないため収益・費用が生じる余地はなく、受入時は「預り金の受け入れ」、支払い時に「預り金の支払い」として処理する必要があり、今後、同様の事象が発生した場合において、会計処理に留意されたい。	企業局	措置済	職員の年末調整の誤謬に係る所得税徴収については、当該簿冊を正しい処理内容で整理したほか、令和5年度に発生した同様の事象については、本意見のとおり処理した。	
契約事務・支出事務	意見	7	■撤去・新設設計業務における委託費と資本的支出の按分基準の文書化について 入畠発電所水車発電機基礎詳細設計業務委託の会計処理について、費用と固定資産を50%対50%に按分しているが、按分基準を決定した理由の文書がなかった。今回のようなケースにおける委託費と資本的支出の按分は、担当者毎の判断が介在することであること、判断の結果が直接的に利益に影響を与える項目であることからも、判断過程を詳細に文書化し、保存することが望まれる。	企業局	措置済	判断基準を文書化し保存することについては、按分を行う判断基準の統一化などを検討し、判断過程を文書化して、一連の簿冊に保存することとした。	
契約事務・支出事務	意見	8	■みずほ銀行に対する定期検査を行わない理由の文書化について 収納取扱金融機関について年1回以上、公金の収納事務及び預金の状況について検査を実施すべきと定めているが、企業局は収納取扱金融機関であるみずほ銀行に対して「公金の収納事務」を要点とする検査を行っておらず、その理由が適切に「実施伺い」に記録されていなかった。公金の収納事務の検査を行わない理由を適切に文書化することが望まれる。	企業局	措置済	みずほ銀行に対する定期検査については、令和5年度中に取引(収納)実績がないことから、みずほ銀行から、その旨の証明書の提出を受け、令和6年4月の定期検査に係る実施伺いに「取引実績がないことから、出納計算書の提出のみとし検査を行わない。」という理由を明記した。	
契約事務・支出事務	意見	9	■消費税の課税仕入れの処理誤りについて 弁護士による法律相談に関する報償費の取引のうち、源泉所得税相当額が消費税の不課税対象として処理されていた。この処理の結果として、消費税の仕入税額控除が本来計算されるべき金額より過少に計算されている。 報償費の経理処理する際には、課税仕入対象として適切に処理されているか留意することが必要である。	企業局	措置済	報償費の経理処理をする際には、課税仕入対象として適切に処理することとし、令和5年度の同様の取引については、本意見のとおり処理した。	
組織と人事管理	意見	10	■決算書の引当金の表示について 施行規則別表では、「前受収益」の次に「引当金」の科目を設定しているが、企業局会計規則では「前受収益引当金」として、一つの科目として表示されている。「前受収益」と「引当金」は異なる科目であるため、修正が必要である。 また、企業局会計規則では「退職給付引当金」の説明として備考欄に「1年内に使用される見込み」との記載があるが、退職給付引当金は、1年内に使用される見込みがあっても流動固定の区分は行わず、引当金全額を固定負債に計上するのが一般的であり、令和3年度決算においても同様に計上されているが、企業局会計規則に沿った計上方法とは言えないため、会計規則を見直す必要がある。	企業局	措置済	会計規程の「引当金」の科目表示及び「退職給付引当金」の備考欄については、監査人の意見のとおり改正を行い、令和7年4月1日から施行することとした。	措置予定→措置済
組織と人事管理	意見	11	■賞与引当金計算の正確性について 賞与引当金の算定に関し、支給対象者を令和4年11月時点の在籍者として計算しているが、令和5年3月末時点の在籍者を用いて計算すべきである。 現状では、期末手当の基準日以前6箇月以内の期間において、知事部局に在籍していた期間がある職員についても、基準日に企業局に在籍している職員については、企業局から期末手当が支払われることになっている。これらの状況を考慮すると、知事部局へ異動した職員に対する金額については、適正な期間損益計算を実施するため、4月1日時点での職員で算定する方法も検討されたい。	企業局	措置済	賞与引当金の算定については、令和5年度決算から令和6年3月末時点の在籍者を用いて計算した。 なお、知事部局との異動者に係る賞与引当金については、知事部局との異動実態等を踏まえ、3月末時点の在籍者で計上しているが、異動人数などの状況が大きく変わる場合には監査人の意見も参考に、期間損益計算の見直しを検討することとした。	

項目	区分	№	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和7年3月25日時点）		備考
					区分	概要	
組織と人事管理	意見	12	■決算書における人件費の計上区分について 令和4年度の決算書及び収益費用明細書における工業水道事業及び電気事業費用の節別計上額では、「給与」については各目に計上されているが、「退職給付費」については各目に分類しての計上は行われず、電気事業費用の営業費用における「管理費」に全額が計上されている。 退職金に関する金額は、実際の職員の退職時や将来の退職に備えて計算され、計算の対象となる職員やその部門も明確であることから、給料と同様の分類で目別に分けて計上することが望まれる。	企業局	措置済	退職給付費については、退職給付引当金も含まれているものであり、毎年度行われる人事異動の都度、給与費と同様の分類で計上を行うことは実務的に困難であることから、事業の別なく管理費の一括して計上しているところであるが、異動人数などの状況が大きく変わった場合には監査人の意見も参考に、退職給付費の計上区分の見直しを検討することとした。	
組織と人事管理	意見	13	■電子申告の積極的な活用について 源泉徴収票等の法定調書については、令和4年度はe-Taxで所轄税務署へ提出しているが、各市町村に提出する給与支払報告書については、書面で提出している。市町村の税務事務負担の効率化及び提出事務の効率化を図るために、統一して電子データでの提出が望まれる。	企業局	措置済	源泉徴収票等の法定調書については、令和5年度から市町村へ給与支払報告書を電子データで提出した。	
組織と人事管理	意見	14	■退職所得控除の計算誤りについて 税法上の勤続年数が3年である職員の計算について、正しく計算している通知書と、誤って計算している通知書の2種がファイリングされていた。 誤った通知書は保管すべきでなく、かつ今後も計算誤りが発生しないように事務処理を行うためにも、その原因を確かめ、マニュアル等で記録を残す等の対応が求められる。	企業局	措置済	退職所得控除の計算誤りについては、当該簿冊に経緯を記載するとともに、様式データに計算時の留意事項などを追加し、同様の誤りが発生しないよう対応した。	
固定資産管理	意見	15	■建設準備勘定の減損について 和賀郡西和賀町（南本内地点）に建設を予定していた湯田ダム貯水池直上流に放流する水路式発電所にかかる調査費用等に係る建設準備勘定について、平成9年度以降、ほとんど動きがない状況で、今後、状況が変化することがあるのか、疑問が残るところである。 地元自治体との協議のような関係者との協議を定期的に行なうなど、開発を断念していないことを対外的に明確にしておく必要がある。また、当該計画の実現可能性に疑義が生じるような事態が生じた場合には、速やかに事業自体の実行可能性を吟味し、建設準備勘定の減損処理の有無を検討されたい。	企業局	措置済	新規開発候補地点については、当該計画の実現に向けてこれまで関係者との協議を行っており、引き続き定期的に行っていく。なお、その実現可能性に疑義が生じるような事態が生じた場合には、速やかに事業自体の実行可能性について、十分吟味するとともに、建設準備勘定の減損処理の有無を検討することとした。	
固定資産管理	意見	16	■管理用の建設仮勘定整理簿の更新確認について 令和3年度末時点と令和4年度末時点の管理用の建設仮勘定整理簿を比較し、建設仮勘定の当年度増加額と当年度減少額を集計したところ、当年度増加額に差異が生じていた。 今後、管理用の建設仮勘定整理簿を更新するに当たっては、確認を再度行うなどして誤りのないよう留意されたい。	企業局	措置済	意見にある管理用の建設仮勘定整理簿の差異については令和5年度中に修正を行ったところであり、また、建設仮勘定整理簿の更新に当たっては、令和5年度の決算作業から、システムからの帳票と突合するなどの確認作業を行うこととした。	
固定資産管理	意見	17	■調査対象資産の網羅性について 固定資産実地照合について、予備品、持ち運び・移動可能な諸機械・備品については、取得年度を問わず調査対象とし、調査対象資産の網羅性を確保する必要がある。	企業局	措置済	予備品、持ち運び・移動可能な固定資産の実地照合については、調査対象資産の網羅性を確保するため、令和6年度の調査から取得年度を問わず調査対象として実施することとした。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置状況（令和7年3月25日時点）		備考
					区分	概要	
固定資産管理	意見	18	■固定資産原簿と減価償却額算出調書の関係について 企業局会計システムでは、電気事業、工業用水道事業とも個々の固定資産の管理を固定資産原簿で行っており、この固定資産原簿のデータを基にして毎年度減価償却費の計算を行っているが、固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の整合性を確認したところ、次の事項が見受けられたため留意する必要がある。 ①年度末現在高と減価償却累計額 耐用年数を経過した減価償却資産は減価償却額算出調書に表示されないプログラムになっていると考えられる。 ②当年度増加額 固定資産原簿一覧表は、従前から所有していた事務所本館・衛生給排水設備の金額に新規取得額を加算した金額が表示されており、固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の金額が一致していない。 ③固定資産原簿一覧表の年間償却額 固定資産原簿一覧表は年間償却額を表示する機能があるが、この金額が減価償却額算出調書と一致していない。	企業局	措置済	意見にある固定資産原簿一覧表と減価償却額算出調書の差異や不一致については令和5年度中に修正を行ったところであり、また、減価償却費の計算に当たっては、これまでも固定資産原簿一覧表や減価償却額算出調書との整合性に留意してきたところであるが、改めて担当内で確認を行い、今後も誤りのないよう複数体制でチェックしていくこととした。	
固定資産管理	意見	19	■電話加入権について 電気事業で計上されている電話加入権は、電話加入権とすることの妥当性、取得価額の根拠、記録の正確性に問題が見受けられ、改善を図る必要があると考える。	企業局	措置済	電話加入権として計上されているものについては、計上内容の精査をした。	
固定資産管理	意見	20	■電話加入権の評価について 電話加入権については、金額的価値は大きく下落しており、当初の取得価額を帳簿価格として貸借対照表に計上しておくことは適切ではなく、強制評価減を行い、帳簿価格の見直しを行う必要があると考える。	企業局	措置済	電話加入権の評価については、意見19の内容の精査も踏まえ、帳簿価格の見直しをし、除却損とするなどの会計処理を行った。	
固定資産管理	意見	21	■未払利息の未計上について 企業債に係る支払利息の年間支払額全額を、支払った年度の損益計算書に計上しているが、この処理方法では、利息支払い日から決算日までの期間の利息部分が損益計算書に計上されないため、この期間の企業債利息は未払費用として流動負債に計上することを検討されたい。	企業局	措置済	企業債に係る支払利息の処理方法については、国の公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集等において、損益に大きな影響がない場合は、現行どおりの計算で差し支えないとされているところであるが、今後は、企業債の借入状況等の変動による損益への影響について、毎年度決算整理の段階で確認し、未払利息の計上の要否を検討することとした。	
固定資産管理	意見	22	■調査対象データの抽出について 固定資産実地照合の調査対象データ（固定資産実地照合調書）について、調査対象データの一部に重複が見受けられた。 また、数量及び価額がゼロとなっているものが見受けられた。 調査対象データに重複がないよう留意して抽出し、併せて、事務負担の軽減の観点からも、重複データが抽出されないよう、システム上の対応を検討することが望まれる。	企業局	措置済	固定資産実地照合調書については、調査対象データに重複等がないよう正確な抽出方法について担当内で確認を行い、これまで以上に十分留意して作業を行うこととした。 なお、会計システム上の対応については多額の費用を要することから、次期システム更新の時期に合わせて対応の可否について検討していくこととした。	

※備考欄は措置計画（令和6年8月1日現在）からの変更点である。